

日本成人先天性心疾患学会認定

成人先天性心疾患専門医制度施行細則付則

第1章 修練施設および修練指導責任者等の申請

(総合修練施設認定基準)

第1条 総合修練施設の認定申請においては以下の基本要件をすべて満たしていること。

- ① 修練カリキュラムに沿った修練が原則単独（1施設）で可能であること。
- ② 循環器専門医研修施設かつ心臓血管外科専門医修練施設として認定を受けている。
- ③ 成人先天性心疾患専門医資格取得者が常勤・常駐し、かつ1名が修練指導責任者として認定されている。
- ④ 日本成人先天性心疾患学会（以下、本学会）で認定された成人先天性心疾患専門医の資格を持つ「循環器専門医1名以上、小児循環器専門医1名以上、心臓血管外科専門医1名以上」がすべて常勤している。ただし、成人先天性心疾患専門医（小児循環器）が常勤医として不在であり、他施設から非常勤医として定期的に成人先天性心疾患診療業務を遂行している場合、専門医制度委員会修練施設認定部会承認のもと、この要件を補充できるとする。
④に対する特別措置 COVID-19の影響に伴い2021年第1回専門医試験による新規専門医認定者数が十分な値に到達しなかったため、旧制度の要件である「日本成人先天性心疾患学会（以下、本学会）会員である「循環器専門医2名以上、小児循環器専門医1名以上、心臓血管外科専門医1名以上」がすべて常勤している。但し、小児循環器専門医が常勤医として不在であり、他施設から本学会員である小児循環器専門医が非常勤医として定期的に成人先天性心疾患診療業務を遂行している場合、専門医制度委員会修練施設認定部会承認のもと、この要件を補充できるとする。」を認める。この特別措置に関しては、2023年度に行われる第2回専門医試験後、2025年度の施設認定基準から見直すこととする。なお、2025年度以降の見直しには、必須要件に1名以上の成人先天性心疾患専門医（内科・小児循環器科・外科を問わず）が常勤していることが加わる。
- ⑤ 施設内で多職種連携による成人先天性心疾患診療体制が構築され、月1回以上の定期的なカンファレンスが行われている。なお、必要に応じて産科、放射線科、精神科を含めた病院としての全科の参加が見込まれている。
- ⑥ 多領域専門部門の支援が得られている。

- ⑦ 連携修練施設と緊密なネットワークを構築できる。
- ⑧ JNCVD-ACHD**に登録施設として所属し、所定の成人先天性心疾患レジストリに参加している。
**JNCVD-ACHD登録法：成人先天性心疾患対策委員会(循環器内科ネットワーク)ホームページ申請フォーム(<https://www.jncvd-achd.jp/facilities/join/regist-form/>) より申請する。
- ⑨ 診療科として産科を有し、成人先天性心疾患患者の妊娠出産に対応できる診療を行っている。
- ⑩ 施設内の精神科/心療内科などの専門医や臨床心理士などの心理分野の資格保有者が成人先天性心疾患患者のメンタルケアを行っている。
- ⑪ 成人先天性心疾患における遺伝学的コンサルト、緩和医療等の倫理的課題についての対応ができる。

注：⑨⑩⑪については、連携修練施設等の施設との連携で対応することを含む。

①について、地理的並びに機能的に連結された 2 施設は 1 施設として申請可能とする。

2. 臨床活動として以下の要件をすべて満たしていること。

- ① 成人先天性心疾患専門外来があり、年間登録（院内を含む）症例患者数（もしくは前述の JNCVD-ACHD成人先天性心疾患レジストリ登録患者総数）が 100 名以上である。なお、成人先天性心疾患専門外来とは、専門外来として対外的に表明・公表した外来（例えば、ホームページ上で公表）を指す（補足-1 参照）。
- ② 成人先天性心疾患カテーテル件数（電気生理検査、ペースメーカー植込み、アブレーションなども含むすべてのカテーテルを使用した検査および治療を目的とした経皮的な手技数）の総計が 25 例以上/前年である。
- ③ 成人先天性心疾患患者に対し、心臓超音波・心臓/冠動脈 CT に加えて、心臓 MRI 検査を適宜取り入れ専門的解析が出来る。
- ④ 成人先天性心疾患手術件数が登録（院内を含む）症例 12 例以上/前年 [成人先天性心疾患手術とは手術時年齢 16 歳以上でかつ成人先天性心疾患専門医（心臓外科）基準で示された心血管系手術を指す]である。但し難易度 B 以上を半数以上含むものとする。以下、本施行細則付則における難易度については、心臓血管外科専門医認定制度：『心臓血管外科専門医認定における手術術式（難易度(A)(B)(C)）』を参照する。

(連携修練施設認定基準)

第2条 連携修練施設の申請においては以下の基本要件をすべて満たしていること。

- ① 成人先天性心疾患に関する診療と専門医修練にとって有益な施設。

- ② 循環器専門医研修施設か小児循環器修練施設であること。
 - (ア)小児専門施設の場合,成人先天性心疾患専門医1名以上もしくは本学会員である小児循環器専門医が2名以上に加え、本学会員である心臓血管外科専門医が1名以上常勤している。
 - (イ)小児専門施設以外の施設の場合,「成人先天性心疾患専門医1名以上」もしくは本学会員である循環器専門医に加えて本学会員である小児循環器専門医または本学会員である心臓血管外科専門医が常勤・常駐している。
- ③ 総合修練施設と成人先天性心疾患診療に関してカンファレンスへの参加等を含め連携がなされていること。(総合修練施設については認定予定施設を含む)
- ④ 以下のいずれかに相当する成人先天性心疾患診療を行っていること。
 - (ア)小児専門施設の場合,本制度が認定した総合修練施設や(小児専門施設以外の)連携施設へ外来移行をし,10例以上/前年の症例の紹介を行っていること。もしくは,所属する上記の心臓血管外科専門医が登録(院内を含む)症例6例以上/前年の成人先天性心疾患手術を行っている。但し,成人先天性心疾患手術とは手術時年齢16歳以上でかつ成人先天性心疾患専門医(心臓外科)基準で示された心血管系手術を指す。但し,難易度B以上を半数以上含むものとする。
 - (イ)小児専門施設以外の場合,成人先天性心疾患専門外来があり,成人先天性疾患専門医もしくは本学会員である常勤の内科系医師(循環器専門医もしくは小児循環器専門医)により登録(院内を含む)症例50例以上/年を管理している。
- ⑤ 施設内に常勤している成人先天性心疾患専門医が修練指導責任者として、もしくは本学会員である循環器専門医,あるいは小児循環器専門医,あるいは心臓血管外科専門医の1名が施設指導責任者として承認されている。
- ⑥ 院内成人先天性心疾患カンファレンスが定期的(1回以上/月)に行われている。
- ⑦ 心臓超音波・(心臓/冠動脈)CT・心臓MRI・心臓カテーテル検査などを用いた成人先天性心疾患患者評価が専門的にできる。

(修練指導責任者)

第3条 認定施設には修練指導責任者を置くことを原則とする。

2. 修練指導責任者は以下の要件をすべて満たしていること。

- ① 成人先天性心疾患専門医であって,当該分野で臨床および学術的活動を継続していること。
- ② 関連サブスペシャリティ領域の専門医資格を1回以上の更新をしていること。
- ③ 本制度の役割を理解し,指導的立場で本制度の運用に携わることが出来る経験と業績を有すること。(臨床活動の分かる履歴書,業績リストの提出)

3. 連携修練施設において前項に該当するものが不在の場合、サブスペシャリティ分野専門医のうち 1 名が修練指導責任者に準じる資格等を有すると制度委員会で認められた場合には、修練指導責任者を代行する施設指導責任者とすることができる。（臨床活動の分かる履歴書、業績リストの提出）

（申請手続き及び変更）

第4条 申請関係書類は以下のものとする：総合修練施設申請書、連携修練施設申請書、修練指導責任者申請書、施設指導責任者申請書。様式は別途定め本制度ホームページ（HP）に公表する。

2. 認定修練施設における修練指導責任者ないし施設指導責任者に変更があった場合には速やかに制度委員会に所定の様式を用いて届け出ること。

第2章 専門医の申請および審査

（成人先天性心疾患専門医申請要件）

第5条 成人先天性心疾患専門医の申請に必要な要件は、本制度施行細則第9条に則り以下の通りとする。

2. 内科系及び外科（心臓血管外科）それぞれすべての要件を満たしていること。

2-1 内科系基準

- ① 循環器専門医、小児循環器専門医のいずれかの専門医を有すること。
- ② 本学会の会員であり、継続3年以上の会員歴を有すること（申請までに継続して計3年以上会費を納入していること）。
- ③ 学会認定修練施設において合計2年以上の修練期間を有すること。但し、以下の条件での研修の場合には、理事会の審査での承認を受けて学会認定修練施設での修練期間に相当するものとする。
 - （ア）海外主要施設での成人先天性心疾患の臨床研修。各国の成人先天性心疾患専門医に相当する指導責任者からの修練証明等を必要とする。
 - （イ）標榜科が成人循環器の場合、小児循環器学会認定修練施設における小児循環器研修（但し、上限を1年とする）。
 - （ウ）標榜科が小児循環器の場合、日本循環器学会認定循環器専門医研修施設での成人循環器内科研修（但し、上限を1年とする）。
- ④ 過去5年間で2回以上、本学会学術集会に参加をしていること。
- ⑤ 過去5年間で1回以上、成人先天性心疾患セミナーに参加をしていること。
- ⑥ 18歳以上の成人先天性心疾患に関する診療業績を満たすこと
- ⑦ 18歳以上の成人先天性心疾患に関する以下の業績（ア）と（イ）の両方を満たす者。

(ア)成人先天性心疾患に関する筆頭論文 1 編(注)を有する。

(イ)過去 5 年間で本学会学術集会もしくは成人先天性心疾患セミナーならびに関連学会学術集会において成人先天性心疾患に関する筆頭演者として 3 回以上の発表経験 (うち 1 回は成人先天性心疾患学会学術集会での発表)。*本施行細則付則における関連学会 (学術集会等) については、補足-4 を参照。

(注) 筆頭論文は査読を必要とする英文論文もしくは本学会雑誌 (日本成人先天性心疾患学会誌) や関連学会雑誌への掲載とし, 症例報告も可とする。指導論文 (Correspond Author) は筆頭論文として含む。

⑧ 総合修練施設の修練指導責任者, あるいは連携修練施設の施設指導責任者の推薦状を提出すること。

2-2 外科系基準

① 心臓血管外科専門医資格を有すること。

② 本学会の会員であり, 継続 3 年以上の会員歴を有すること (申請までに継続して計 3 年以上会費を納入していること)。

③ 学会認定修練施設または連携修練施設において合計 2 年以上の修練期間を有すること。但し, 以下の条件下での研修の場合には, 理事会の審査のもとで認められれば学会認定修練施設での修練期間に相当するものとする。

(ア)海外主要施設での成人先天性心疾患の臨床研修については, 各国の成人先天性心疾患専門医に相当する指導責任者からの修練証明等を必要とする。

④ 過去 5 年間で 2 回以上, 本学会学術集会に参加をしていること。

⑤ 過去 5 年間で 1 回以上, 成人先天性心疾患セミナーに参加をしていること。

⑥ 心臓大血管手術実績: 以下の(ア)と(イ)の両方を満たすこと。

(ア)16 歳以上の成人先天性心疾患手術: 過去 5 年間で 20 例 (うち術者・指導的助手として最低 10 例, 再手術症例 5 例を含む)。但し, 最小 10 例は難易度(B)以上の術式とする。また単独 ASD 閉鎖術症例は 3 例まで算定可能とする。

(イ)16 歳未満の小児心疾患手術: 術者, 指導的助手として通算で 100 例。但し, 最低 50例は難易度(B)以上の術式とする。*手術実績要件の算定については, 補足-5 参照。

⑦ 18 歳以上の成人先天性心疾患学術業績: 以下の(ア)と(イ)の両方を満たすこと。

(ア)成人先天性心疾患に関する筆頭論文 1 編(第 5 条 2-1-⑦参照)を有する。

(イ)過去 5 年間で本学会もしくは成人先天性心疾患セミナーならびに関連学会学術集会において成人先天性心疾患に関する筆頭演者として 3 回以上の発表経験 (うち 1 回は本学会学術集

会での発表).

- ⑧ 総合修練施設の修練指導責任者, あるいは連携修練施設の施設指導責任者の推薦状を提出すること.

(資格審査および申請手続き)

第6条 資格審査(受験資格)に必要な申請書類は以下のものとする.

申請書 履歴書 医師免許(写し) 関連サブスペシャリティ分野専門医認定証(写し) 修練指導責任者(施設指導責任者)の修練認定証および推薦状 臨床修練実績表および症例要約 業績目録 学術集会等参加記録(写し)

2. 推薦状にはコアコンピテンシー(成人先天性心疾患学会認定専門医制度 施行細則附則に関わる補足-6)に関する評価を含むものとする.

第3章 専門医資格更新

(更新手続き及び要件)

第7条 専門医資格の更新に関する基本的事項を以下に示す.

- ① 認定更新は, 毎年1回学会HPに公告して行う. この公告には, 認定更新申請に必要な提出書類や申請期日を記載する.
- ② 認定期間は4月1日から翌年3月31日までを1年とし, 認定初年度のみ試験合格通知日から翌々年3月31日までを第1年度とする.
- ③ 海外留学による単位取得を希望する場合には, 所定の『留学による単位』自己申告書に留学先機関が発行した証明書(留学期日を明記)を添えて提出する.
- ④ 5年間で取得した単位等が基準に満たないときは, 更新の保留を申請し, 所定の単位等に達したときに再申請することが出来る. 保留期間は1年とし, 保留中は本制度専門医を呼称することができない.
- ⑤ 病気, 海外留学等, 止むを得ない事情により成人先天性心疾患診療に従事できない期間がある場合は, 申請により審査し, 更新期間に算入しない措置を取ることが出来る.

第8条 専門医の更新には以下のすべての条件を満たしていなければならない.

1-1 内科系

- ① 循環器専門医, 小児循環器専門医のいずれかの専門医を有すること.

(但し, 暫定専門医から認定専門医へ移行した者において, 診療経験や地域における診療の貢献度が大きい場合には必ずしもサブスペシャリティ専門医の有無は問わない)

- ② 成人先天性心疾患学会認定専門医の資格取得もしくは最終更新後、新規更新申請時点まで本学会に所属し、会費を納入していること。
- ③ 18 歳以上の成人先天性心疾患に関する診療実績を満たすこと。
- ④ 成人先天性心疾患専門医の資格取得もしくは最終更新後、新規更新申請時点までに学術集会、学術業績等の単位として 20 単位以上を取得していること。

ア) 学術集会への参加。

- I. 日本成人先天性心疾患学術集会の参加：4 単位。
- II. 成人先天性心疾患セミナーの参加：2 単位。
- III. 関連学会学術集会における成人先天性心疾患学会共催のシンポジウム、プレナリーセッションにおける座長・演者：2 単位。

イ) 学術集会での発表

- I. 本学会学術集会での筆頭演者：2 単位。
- II. 本学会学術集会での共同演者：1 単位。
- III. 成人先天性心疾患セミナーでの筆頭演者：2 単位。
- IV. 成人先天性心疾患に関する演題の関連学会学術集会での筆頭演者：2 単位。

ウ) 論文業績

- I. 本学会雑誌での筆頭著者：4 単位。
- II. 本学会雑誌での共著者：2 単位。
- III. 成人先天性心疾患領域における論文の筆頭著者：3 単位。
- IV. 成人先天性心疾患領域における論文の共著者：1 単位。

論文については査読を必要とする英文論文もしくは関連学会雑誌への掲載とし、症例報告も可とする。

エ) 海外留学期間は 6 ヶ月を最小単位とし、留学 3 ヶ月あたり 1 単位取得とする。例えば、留学期間が 1 年であれば 4 単位となる。但し、単位取得期間は最大 2 年間とする。

1-2 外科系

① 心臓血管外科専門医資格を維持しているもの。(但し、暫定専門医から認定専門医へ移行した者において、診療経験や地域における診療の貢献度が大きい場合には必ずしもサブスペシャリティ専門医の有無は問わない)

② 成人先天性心疾患学会認定専門医の資格取得もしくは最終更新後、新規更新申請時点まで本学会に所属し、会費を納入していること。

- ③ 過去 5 年間で 2 回以上, 本学会学術集會に参加をしていること.
- ④ 過去 5 年間で 1 回以上, 成人先天性心疾患セミナーに参加をしていること.
- ⑤ 心臓大血管手術実績: 過去 5 年間で以下を満たすこと.
 - ・成人先天性心疾患手術: 術者・指導的助手として 20 例. 但し, 最小 10 例は難易度(B)以上の術式とする. うち再手術症例 5 例を含むこと.
- ⑥ 学術業績: 更新申請時に過去 5 年間に於いて成人先天性心疾患に関する筆頭論文もしくは指導論文 1 編を有する (第 5 条 1-2-⑦参照). なお, 症例報告は該当しない.
- ⑦ 海外留学期間は最長 2 年を限度に更新猶予できる.

第 4 章 修練施設, 修練指導責任者等の更新

第9条 認定修練施設 (総合修練施設, 連携修練施設) の更新審査は認定期間 (4 年) の最終年度に書類審査によって制度委員会修練施設部会が行う.

- 2. 修練施設の更新申請は各修練施設代表者が所定の様式 (HP) を用いて行う.
- 3. 所定の基準に満たない施設には保留期間 (1 年以内) をおき, 翌年度条件を満たせば継続が出来ることとする. なお, 再審査で認可された期間は保留期間を含め 4 年とする. 再申請期限までに基準が満たない場合には更新されないものとする. 年次確認においても基準に満たないことが発覚した場合にも同様の保留期間をもって修練施設承認を取り消すこととする. ただし, 再申請に関してはこれを妨げない.
- 4. 修練指導責任者ならびに施設指導責任者の認定更新は修練施設の認定更新に伴って行う.

第 5 章 関連学会協議会

(構成)

第10条 本制度は, 施行細則第 8 条に則り, 成人先天性心疾患専門医制度関連学会協議会 (関連学会協議会) を置く.

- 2. 構成学会等は, 日本循環器学会, 日本小児循環器学会, 日本心臓血管外科専門医制度認定機構 (日本心臓血管外科学会, 日本胸部外科学会, 日本血管外科学会) とする.

(規則)

第11条 関連学会協議会の規則は別に定める (別掲) .

第 6 章 会計

成人先天性心疾患専門医制度施行細則付則

第12条 本制度は専門医制度特別会計により運用する。

2. 特別会計の収入は、各種手数料および本学会ならびに関連学会からの補助金とする。

(申請手数料)

第13条 手数料は以下の通りとする。

専門医試験受験料：3万円 専門医登録料：3万円 専門医更新料：3万円

手数料は、受験資格がない場合を含むいかなる理由であっても返還しない。

第14条 本細則付則の実施に関して疑義が生じた場合については、専門医制度検討委員会の議を経て決するものとする。

第15条 この付則は、2018年1月26日に制定する。

2. この付則は、2018年9月21日から一部改正の上、施行する。
3. この付則は、2020年1月17日から一部改正の上、施行する。
4. この付則は、2022年10月24日から一部改正の上、施行する。